地球温暖化防止対策実行計画

香肌奥伊勢資源化広域連合

2022(令和４)年３月

目　　次

１．はじめに 1
　１-１　地球温暖化問題 1
２．本連合のこれまでの取組み 3
　2-1　前計画の内容 3
　2-2　前計画の取組み結果 3
３．本計画の取組み 5
　3-1　本計画の目的 5
　3-2　本計画の対象 5
　3-3　本計画の期間と基準年度 5
　3-4　本計画の対象となる温室効果ガス 6
　3-5　温室効果ガス排出量の算定方法 7
　3-6　本計画の基礎データ 11
４．　目標 13
　4-1　気候変動への適応 13
　4-2　目標設定の考慮事項 15
　4-3　目標の設定 16
　4-4 目標達成のための取組み 17
　4-5　目標達成のための具体的な施策 18
　4-6 推進体制と方法 21
関連法令 22
環境用語 40

《香肌奥伊勢資源化プラザ》

１．はじめに

１-１　地球温暖化問題

私たち人類は、産業革命以降、化石燃料をエネルギーとして利用することで社会・経済が大きく発展し、また様々な面において豊かさを享受してきました。そのエネルギーを利用しつづけてきた結果、大気中の二酸化炭素濃度が増加しました。

さらに世界をみれば二酸化炭素を吸収するとされる森林を農地確保するために伐採することでその面積を減少させ、このことも温室効果ガス濃度の増加の原因の一つとなっています。

また最近では、生活をより便利にするため温室効果ガスの一つであるフロン類などの化学物質を製造し使用してきました。

これら人類の活動により、温室効果ガスである二酸化炭素濃度の増加、フロン類などの漏洩による大気への放出に伴い地球温暖化が顕在化してきました。

この地球温暖化に伴い、今、私たちの住む地球では、海面水位の上昇、異常気象発生頻度の増加、生物多様性の喪失、農業生産や水資源への影響、マラリアなど熱帯性感染症の発生数増加などの現象が見らえるようになりました。

気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という）が 2014（平成 26）年に取りまとめた第 5 次評価報告書統合報告書によれば、「地球の温暖化については疑う余地がない」、「人間活動による影響が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の原因である可能性が極めて高い（95%）」と評価され、このまま新たな地球温暖化対策をとらずに人類が活動を続けると、2100 年には気温は 4℃上昇する。」と予測されています。

このような地球温暖化問題に対処するため、国際的な対応は 1990 年代から始まっています。

1992（平成 4）年に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的に「国連気候変動枠組条約」が採択されました。また、1997（平成 9）年に京都で開催された条約の第 3 回締約国会議（COP3）で「京都議定書」が採択され、先進国の温室効果ガス排出量の削減目標について法的拘束力ある数値目標が定められました。これを受けて国内でも 1998（平成 10）年に「地球温暖化対策推進法」（以下「温対法」という）が制定されました。

さらに、2015（平成 27）年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）においては「パリ協定」が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して 2℃より十分に低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する。」という世界共通の新たな目標も定められました。このパリ協定では非附属書Ⅱ国（いわゆる途上国）を含め削減の数値目標の提出や削減義務を求めています。

その後、第 48 回 IPCC 総会（2018 年 10 月 1～6 日、韓国・仁川）において、IPCC「1.5℃特別報告書」の政策決定者向け要約が承認されるとともに、「特別報告書」が発表されています。

さらに、2021 年 10 月にイギリスのグラスゴーにおいて開催された第 26 回締約国会議（COP26）で、世界の温度上昇を産業革命前と比べ 2℃未満とし、1.5℃に抑える努力をすることで意見が一致しました。

こうした動きを受け、国内では、当時の菅義偉首相から 2021 年 4 月 22 日に閣僚が参加する地球温暖化対策推進本部において、日本の 2030 年度における温室効果ガス削減目標を引き上げるこ

とが発表されました。2030（令和 12）年度の排出量を 2013（平成 12）年度比で 46%削減することと同時に「50%（削減）の高みに向けて挑戦を続ける」とコメントされました。

また、自治体に再生可能エネルギーの導入目標の設定を義務づけ、地域の脱炭素化の動きを加速化させることなどを目的とされ、2021（令和３）年５月 26 日に温対法が改正されました。

さらに、2021（令和３）年 10 月に国会の所信表明演説で菅義偉首相より「2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ」（カーボンニュートラル）とすることが宣言されました。

三重県では 2019（令和元）年 12 月に、2050（令和 32）年度までに、県域から温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ミッションゼロ　2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、県が率先して地球温暖化対策に取り組む決意を示しました。また、2021（令和 3）年３月には、現在及び将来の気候変動に影響による被害を防止、軽減するため、三重県の特性に応じた新たな適応策を盛り込んだ、「三重県地球温暖化対策総合計画」～未来のために今、私たちができること～が策定されています。

本連合においても「地方自治体法」第 292 条、及び「温対法」第 21 条１項に基づき「温暖化防止対策実行計画」（2003（平成 15）年）（以下「前計画」という）を策定し取組んできましたが、前計画が 2007（平成 19）年度に終了したことや地球規模での温室効果ガスの排出量のさらなる削減も求められていることから、今回新たに「温暖化対策実行計画」（2022（令和４）年３月）（以下「本計画」という）を策定し、温室効果ガスを削減（緩和）することや既に起こりつつある気候変動の影響への適応にも取組んでいくこととしました。

（地方自治体法）
第 292 条
地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

２． 本連合のこれまでの取組み

2-1　前計画の内容

前計画の対象範囲は、本連合の行う全ての事務・事業（他者に委託するなどして実施している事務・事業を除く。）としていました。

前計画の対象組織は、「ごみ固形燃料化施設」、「リサイクルプラザ」、「管理等」、及び「紀勢町錦クリーンセンター」としていました。

対象年度は、2003（平成 15）年度から 2007（平成 19）年度までの５年間でした（基準年度は 2001（平成 13）年度）。

温室効果ガスの算定対象となるのは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンとしていました。

2-2　前計画の取組み結果

基準年度 2003（平成 15）年度の実績値と 2007（平成 19）年度の目標値、実績値、削減率を以下の表に示しました。

前計画の目標年度である 2007(平成 19)年度の連合全体から排出された温室効果ガスの排出量は、3,772,565.1kg-CO_2/年（二酸化炭素換算量：以下同じ。）でした。

温室効果ガスの排出量は、RDF 製造を行うために灯油を使用して発生した二酸化炭素排出量が最も多く、全体の 60.5%（2,283,341.7kg-CO_2/年）を占めていました。次に、電気使用量に伴う二酸化炭素の排出量が全体の 36.7%（1,386,811.5kg-CO_2/年）を占めていました。

■　各温室効果ガス量と削減率

項目			削減率	温室効果ガス排出量（kg-CO_2）CO_2換算値 基準年度 2003（平成 15）年度	目標年度 2007（平成 19）年度	実績 2007（平成 19）年度	削減率
温室効果ガスの排出抑制に直接寄与する項目	燃料使用量	ガソリン	5%削減	3,210.2	3,049.7	2,276.5	29%削減
		灯　油	現状維持	1,824,325.7	1,824,325.7	2,283,341.7	25%増加
		軽　油	現状維持	143,835.9	143,835.9	3,860.2	-
		液化石油ガス（ＬＰＧ）	現状維持	91,812.8	91,812.8	96,275.2	5%増加
	電気使用量		1%削減	1,070,832.6	1,060,124.3	1,386,811.5	29%増加
	自動車の走行量		現状維持	2,240.2	2,240.2	-	-
	ＨＦＣ		現状維持	429.0	429.0	-	-
	施設管理等		現状維持	265,207.5	265,207.5	-	-
合計			0.3%削減	3,401,893.9	3,391,025.1	3,772,565.1	10%増加

※2007（平成 19）年度実績は、データが確認できたもののみ算定に使用しました。

前計画では、連合全体の温室効果ガス排出量を 2007（平成 19）年度に、基準年度である 2003（平成 15）年度比で 0.3%削減するとしていましたが、連合全体から排出される温室効果ガス排出量は約 10%の増加となりました。

これは、家庭ごみ、特に事業系のごみの量が増加し、灯油使用量が増加したことが原因と考えられます。

以下に、2001（平成 13）年度から 2007（平成 19）年度までの家庭系ごみと事業系ごみの推移を示します。

■ 家庭系のごみ量の推移

（単位：kg）

年度	可燃ごみ	缶類	ビン類	不燃類	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	乾電池	蛍光灯	粗大ごみ	計
2001（平成 13）	7,044,590	147,290	418,570	234,550	44,090	14,180	8,670	226,410	8,138,350
2002（平成 14）	7,110,250	144,380	412,330	260,910	52,570	15,320	9,040	288,290	8,293,090
2003（平成 15）	7,340,160	134,510	376,830	316,720	53,500	16,630	11,120	357,590	8,607,060
2004（平成 16）	7,344,210	127,110	368,890	330,660	56,580	16,770	11,280	482,100	8,737,600
2005（平成 17）	7,464,850	122,230	334,570	319,190	61,090	15,790	12,970	426,490	8,757,180
2006（平成 18）	7,517,260	116,630	333,400	315,630	56,260	15,040	13,060	436,270	8,803,550
2007（平成 19）	7,394,680	101,120	317,020	315,460	56,230	15,450	11,400	435,730	8,647,090

※前計画の基準年度：2003（平成 15）年度

■ 事業系のごみ量の推移

（単位：kg）

年度	可燃ごみ	缶類	ビン類	不燃類	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	乾電池	蛍光灯	計
2001（平成 13）	408,820	10,050	6,410	5,200	450	190	10	431,130
2002（平成 14）	372,400	6,230	5,270	4,530	450	0	170	389,050
2003（平成 15）	426,180	2,850	4,840	4,390	570	20	80	438,930
2004（平成 16）	531,340	1,150	4,350	7,250	1,510	40	100	545,740
2005（平成 17）	652,250	610	2,350	4,030	810	20	200	660,270
2006（平成 18）	727,240	1,160	1,790	4,870	350	0	240	735,650
2007（平成 19）	762,420	110	2,340	5,390	410	0	260	770,930

※前計画の基準年度：2003（平成 15）年度

なお、公用車（ガソリン車）起因の温室効果ガス発生量は、本連合で削減の計画に取組んだ結果、目標を達成していました。

３．本計画の取組み

3-1　本計画の目的

本計画は、「温対法」第 21 条 1 項に基づき策定されるものであり、本連合の行う事務・事業に関し、自ら事業者・消費者として温室効果ガスの排出量の削減に関する取組みを行うことにより、地球温暖化対策推進を図ることを目的とします。

3-2　本計画の対象

(1) 本計画の対象とする事務・事業の範囲

本連合の行うすべての事務・事業（他者に委託するなどして実施している事務・事業を除く。）とします。

(2) 本計画の対象とする組織・施設の範囲

本連合所有の全ての施設（他者に管理・運営を委託している施設を除く。）を対象とし、以下に示す範囲とします。

①香肌奥伊勢資源化プラザ（一般廃棄物中間処理施設）
三重県多気郡多気町丹生地内

②香肌奥伊勢エコ・ランド（最終処分場）
三重県度会郡大紀町大内山地内

なお、本連合所管の施設が新設された場合は、改めて計画の対象とします。

3-3　本計画の期間と基準年度

(1)　本計画の期間

本計画の期間は、2022（令和 4）年度から 2028（令和 10）年度までの 7 年間とします。

(2)　基準年度

本計画の基準年度は、RDF 製造の停止後の 2020（令和 2）年度（基準年度 1）とします。また、温対法で示されている 2013（平成 25）年度（基準年度 2：参考）も参考として用います。

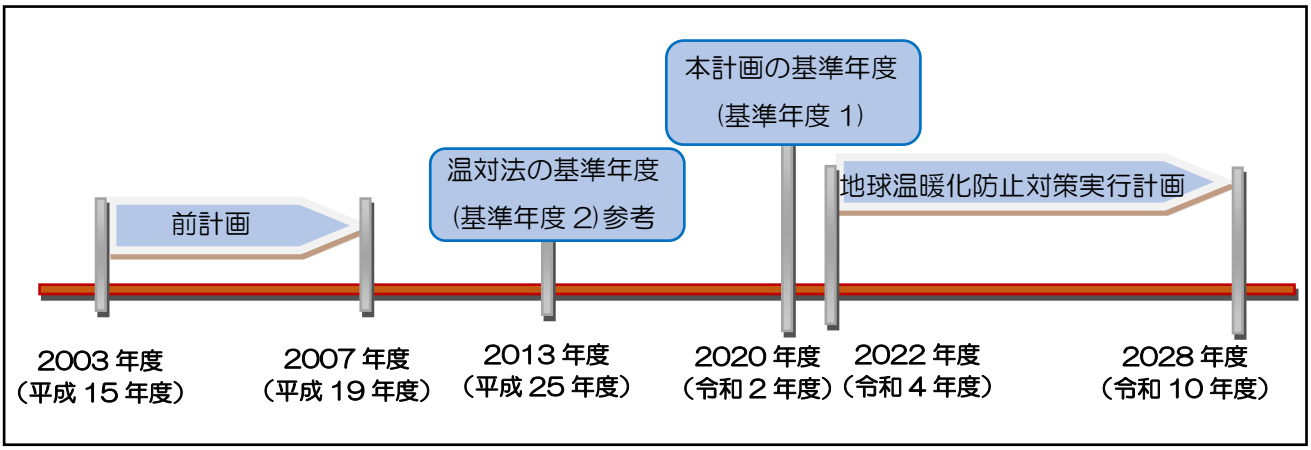

■　計画のスケジュール

3-4　本計画の対象となる温室効果ガス

温対法第二条第３項に温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF_6）、及び三フッ化窒素（NF_3）が定められています。

本計画では、本連合の行う事務・事業において排出される可能性が無いパーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF_6）及び三フッ化窒素（NF_3）を除く、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を算定の対象とします。

算定の対象となる温室効果ガス
二酸化炭素（CO_2）
メタン（CH_4）
一酸化二窒素（N_2O）
ハイドロフルオロカーボン（HFC）

なお、除外された温室効果ガスについても排出の可能性が発生する際には、算定し本計画に反映していきます。

本計画で算定の対象となる温室効果ガスとその一般的な発生状況（利用状況）を以下に示します。

■　温室効果ガス、発生状況（利用状況）・地球温暖化係数

温室効果ガス	発生状況 （利用状況）	地球温暖化係数注１ （二酸化炭素を１とする）
二酸化炭素 （CO_2）	人為的発生源としては、主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼、電力の使用による間接的な排出があり、産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の９割以上を占めているといわれている。	1
メタン （CH_4）	湿地等から自然発生するが、農業やごみ処理あるいは化石燃料の使用による人為的発生もある。 人為的発生源としては、稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占めるといわれている。	25
一酸化二窒素 （N_2O）	海洋や土壌から多く発生するが、燃料の燃焼や硝酸の製造、窒素肥料の使用などの工業プロセスや農業からの人為的発生もある。 人為的発生源としては、燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるといわれている。	298
ハイドロフルオロカーボン （ＨＦＣ）	製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用される。パーフルオロカーボンオゾン層の破壊性がないため、「代替フロン」として使用されている。	1,430 注２

注１：地球温暖化係数：温室効果ガスのうち、ある気体が大気中で 100 年間にわたって及ぼす温室効果の強さを二酸化炭素との比で表した値です。GWP（global warming potential）。

注２：ハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）の地球温暖化係数は、カーエアコンで主に使用される 1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134A)の数値を記載しました。

3-5　温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定にあたっては「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver1.0（2017（平成 29）年３月：環境省）」に準拠して行います。

それぞれの温室効果ガスの算定方法を以下に示します。

(1)二酸化炭素

二酸化炭素は、施設での電力の使用、施設・車両等で燃料をエネルギー源として使用した際に燃焼過程で発生します。

本計画では、「施設での電力の使用」、「公用車等自動車の走行」、が算定の対象となり、算定方法は以下のとおりです。

二酸化炭素排出量の算定式

エネルギー使用量×排出係数＝排出量（kg-CO_2）

ここで、二酸化炭素排出量算定に使用する燃料ごとの排出係数は以下のとおりです。

■　燃料ごとの排出係数

種別	項目	単位	排出係数
燃料使用量	ガソリン	L	2.32
	軽油	L	2.58
	液化石油ガス（LPG）	L	3.00
電力使用量	電気（中部電力）	kwh	0.457※

注１：液化石油ガス（LPG）については、使用量は体積（㎥）で集計したうえで、日本 LP ガス協会が定める「プロパン、ブタン、ＬＰガスの CO_2 排出原単位に係るガイドライン」に従い、プロパンガスの産気率（0.502 ㎥/kg）で除して質量（kg）を算出した。

注２：※印；電力会社の電気使用量の排出係数は、「特定排出者の温室効果ガス排出量算定用」 ー平成 30 年度実績ー　R2.1.7 環境省・経済産業省公表による

なお、電気使用量の算定に使用される排出係数は、環境省から各年度、各電力会社について「特定排出者の温室効果ガス排出量算定用」が公表され、その係数に従い算定することとされています。

(2) メタン

メタンは、「自動車の走行」や「浄化槽の使用」をする際に発生します。
そのため、本計画では、「公用車等の自動車の走行」、「浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理」が対象となります。

自動車の走行に伴うメタン排出量の算定式は以下のとおりです。

自動車の走行に伴うメタン（CH_4）の算定

①自動車の種類ごとの総走行距離×自動車の種類ごとの走行に伴うメタンの排出係数
＝自動車の種類ごとの走行に伴うメタンの排出量（kg-CH_4）

②上記で得られた自動車の種類ごとの走行に伴うメタンの排出量を合算して「自動車の走行に伴うメタン排出量」とします。

なお、自動車の種類ごとに排出係数は異なり、その値は以下のとおりです。

■ 自動車の走行に伴うメタンの排出係数

自動車の種類	排出係数
ガソリン・LPG を燃料とする普通・小型乗用車（定員 10 名以下）	0.000010
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車（定員 11 名以上）	0.000035
ガソリンを燃料とする軽乗用車	0.000010
ガソリンを燃料とする普通貨物車	0.000035
ガソリンを燃料とする小型貨物車	0.000015
ガソリンを燃料とする軽貨物車	0.000011
ガソリンを燃料とする普通・小型・軽特殊用途車	0.000035
軽油を燃料とする普通・小型乗用車（定員 10 名以下）	0.0000020
軽油を燃料とする普通・小型乗用車（定員 11 名以上）	0.000017
軽油を燃料とする普通貨物車	0.000015
軽油を燃料とする小型貨物車	0.0000076
軽油を燃料とする普通・小型特殊用途車	0.000013

次に浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタン排出量の算定式は以下のとおりです。

浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタン（CH_4）の算定式

浄化槽の処理対象人員×浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタンの排出係数×総排出量算定期間の 1 年間に対する比率
＝浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタンの排出量（kg-CH_4）
※浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタンの排出係数：0.59

(3)　一酸化二窒素（N_2O）

一酸化二窒素は、「自動車の走行」や「浄化槽の使用」をする際に発生します。
そのため、本計画では、「公用車等の自動車の走行」、「浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理」が対象となります。

自動車の走行に伴う一酸化二窒素排出量の算定式は以下のとおりです。

自動車の走行に伴う一酸化二窒素（N_2O）の算定

① 自動車の種類ごとの総走行距離×自動車の種類ごとの走行に伴う一酸化二窒素の排出係数＝自動車の種類ごとの走行に伴う一酸化二窒素の排出量（kg-N_2O）

② 上記で得られた自動車の種類ごとの走行に伴う一酸化二窒素の排出量を合算して「自動車の走行に伴う一酸化二窒素排出量」とします。

なお、自動車の種類ごとに排出係数は異なり、その値は以下のとおりです。

■　自動車の走行に伴う一酸化二窒素の排出係数

自動車の種類	排出係数
ガソリン・LPG を燃料とする普通・小型乗用車（定員 10 名以下）	0.000029
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車（定員 11 名以上）	0.000041
ガソリンを燃料とする軽乗用車	0.000022
ガソリンを燃料とする普通貨物車	0.000039
ガソリンを燃料とする小型貨物車	0.000026
ガソリンを燃料とする軽貨物車	0.000022
ガソリンを燃料とする普通・小型・軽特殊用途車	0.000035
軽油を燃料とする普通・小型乗用車（定員 10 名以下）	0.000007
軽油を燃料とする普通・小型乗用車（定員 11 名以上）	0.000025
軽油を燃料とする普通貨物車	0.000014
軽油を燃料とする小型貨物車	0.000009
軽油を燃料とする普通・小型特殊用途車	0.000025

次に浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う一酸化二窒素排出量の算定式は以下のとおりです。

浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う一酸化二窒素（N_2O）の算定式

浄化槽の処理対象人員×浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う一酸化二窒素の排出係数×総排出量算定期間の 1 年間に対する比率
＝浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う一酸化二窒素の排出量（kg-N_2O）
※浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う一酸化二窒素の排出係数：0.023

(4)　ハイドロフルオロカーボン（HFC）

ハイドロフルオロカーボン(HFC)は、自動車用エアコンディショナーの使用に伴い発生し、その算定方法は以下のとおりです。

自動車用エアコンディショナーの使用に伴う
ハイドロフルオロカーボンの種類ごとの排出量の算定式

カーエアコンの使用台数×ハイドロフルオロカーボンの排出係数×総排出量算定期間の１年間に対する比率
＝自動車用エアコンディショナーの使用に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量（kg-HFC）

なお、本計画では自動車の廃棄（廃車）に伴うハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）の発生量は算定の対象から除外します。

3-6　本計画の基礎データ

本計画の温室効果ガスの排出量の目標値を設定するため、2013（平成 25）年度から 2020（令和 2）年度について、本連合からの温室効果ガス排出量を算定し、基礎データとします。

2013（平成 25）年度から 2020（令和 2）年度まで本連合からの温室効果ガス排出量は以下のとおりです。

■　温室効果ガス排出量　　（単位：kg-CO_2）

年度	電気	燃料				浄化槽		自動車の走行		カーエアコンの使用	温室効果ガス合計
内訳		軽油	ガソリン	灯油	ガス(LPG)						
起因	CO_2	CO_2	CO_2	CO_2	CO_2	CH_4	N_2O	CH_4	N_2O	HFC	-
2013 (平成 25)	1,032,260	3,544	1,254	1,956,734	102,678	678	315	79	1,541	328	3,099,412
2014 (平成 26)	990,222.	2,498	1,208	1,951,755	91,700	678	315	80	1,571	343	3,040,371
2015 (平成 27)	840,192.	3,497	929	1,359,104	386	531	246	57	1,094	300	2,206,337
2016 (平成 28)	800,658.	3,485	743	1,483,732	399	531	246	81	1,390	300	2,291,565
2017 (平成 29)	806,300.	3,066	845	1,553,438	392	531	246	58	1,129	300	2,366,306
2018 (平成 30)	784,037.	4,410	887	1,441,411	126	516	239	59	1,164	300	2,233,150
2019 (令和元年)	422,602	9,580	1,089	453,086	145	516	239	65	1,317	314	888,954
2020 (令和 2 年)	235,246	11,914	1,836	0	177	516	239	67	1,337	286	251,619

注１：小数点以下は切り捨て
注２：数値は全て二酸化炭素換算値
注３：RDF 製造は 2019（令和元）年 7 月まで
注４：2015（平成 27）年度、ガラス工房が終了（LPG の使用）

次に、2013（平成 25）年度と 2020（令和 2）年度の温室効果ガス排出量の排出割合を以下に示します。

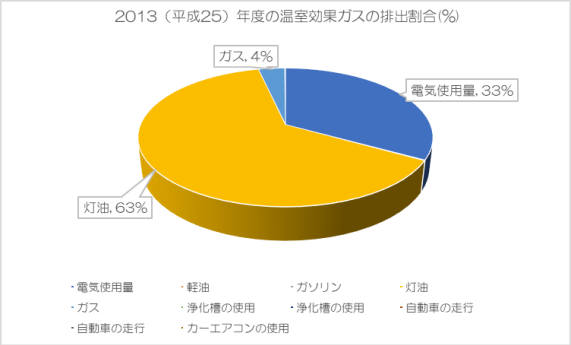

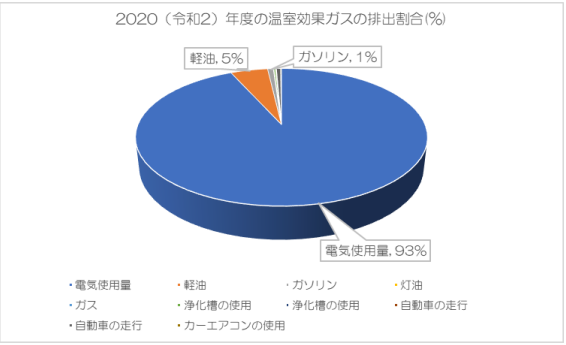

■　2013（平成 25）年度・2020（令和 2）年度　温室効果ガス排出割合

2020（令和 2）年度は、2013（平成 25）年度と比較すると温室効果ガス排出量に大きな変化がみられます。特に 2019（令和元）年 7 月に RDF 製造施設が停止したことより、温室効果ガス排出量は大幅に削減されています。

また、温室効果ガス排出量の内訳は 2013（平成 25）年度については、RDF 製造の灯油使用による温室効果ガス（二酸化炭素）が全体の約 63%を占めていました。2020（令和 2）年度は、RDF

製造が完全に停止していることから、灯油使用は無く、事務所や施設で使用する電気使用量が温室効果ガスの排出量全体の 93%を占めることになりました。

また、2019（令和元）年度より軽油に起因する温室効果ガス排出量が増えています。これは一般廃棄物の処理を外部委託し、施設内で使用する重機稼働が増え、燃料として軽油を使用していることが要因です。

ガス（LPG）に起因する温室効果ガス排出量は 2015（平成 27）年度から減少していますが、これは「ガラス工房」が廃止され、当該施設でのガス（LPG）使用が無くなったことが主な要因です。

4.　目標

4-1　気候変動への適応

地球の温暖化は既に進行していることが「IPCC」評価報告書統合報告書などでも報告されています。「IPCC 第５次評価報告書」では、このまま地球温暖化の新たな対策をとらず人類が活動を続けると、「2100 年に気温は 4℃上昇する。」と言われています。

国内においても、気候変動による影響と思われる自然災害、農林水産業への被害など、さまざまな影響が顕在化しつつあります。また、気候変動は今後長期にわたり影響を及ぼすことも考えられ、これに対応する必要があります。

本計画は、気候変動の緩和のためにとられる温室効果ガス排出削減措置を計画し実行していくことを目的として策定しますが、地球温暖化が進んだ際に本連合が実施する適応計画についても本計画で検討し、取組んでいきます。

県内でも地球温暖化が進んでいるとされる資料を以下に示します。

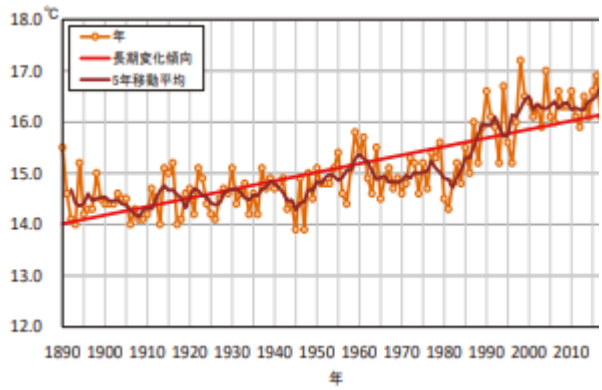

■　津市の年平均気温の経年変化

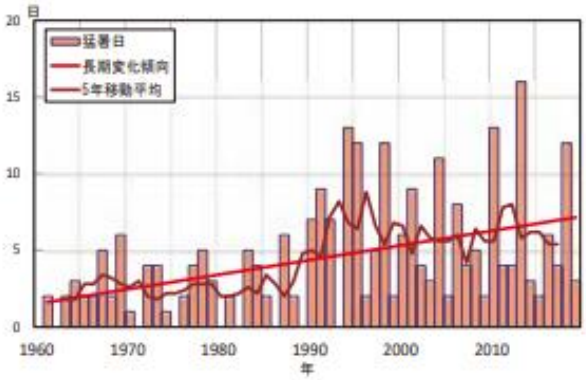

■　津市の猛暑日の経年変化

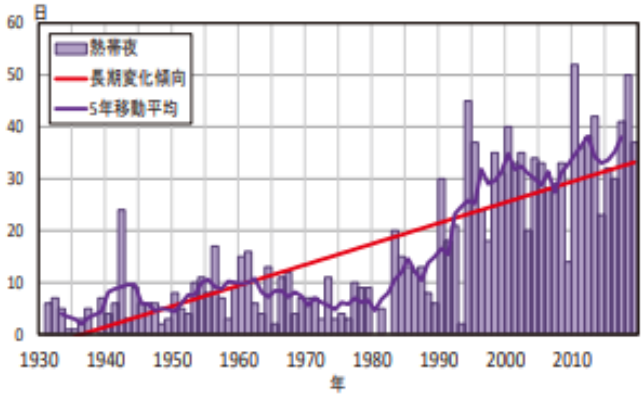

■　津市の熱帯夜の経年変化

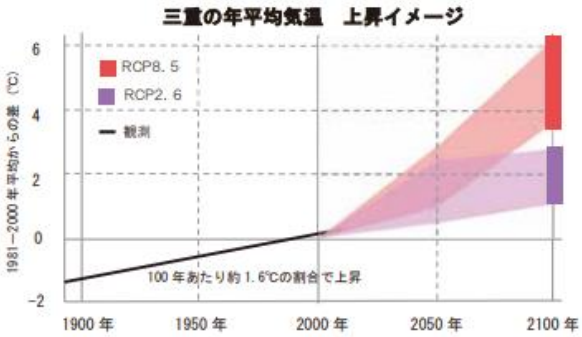

■　三重県の年平均気温の上昇イメージ

出典：「三重県地球温暖化対策総合計画」（三重県）

「環境省環境研究総合推進費S-8温暖化影響評価・適応対策に関する総合的研究」によると、2081～2100年の三重県の年平均気温は、厳しい温室効果ガスの排出削減努力を行わない場合（RCP8.5シナリオ）、1981～2000年と比べて3.5～6.4℃上昇し、厳しく温室効果ガスの排出削減努力を行った場合（RCP2.6シナリオ）でも1.0～2.8℃上昇されると予測されます。（引用：「三重県地球温暖化対策総合計画」（三重県））

次に、気候変動がもたらす農作物への影響ですが、地球温暖化が進んだ時の「2061～2100年における三重県のコメの収穫量変化予測」や「うんしゅうみかんの栽培適地予測」を以下に示します。

コメについては、県内のほぼすべての地域で品質の低下、またうんしゅうみかんについては栽培適地の減少が予測されています。

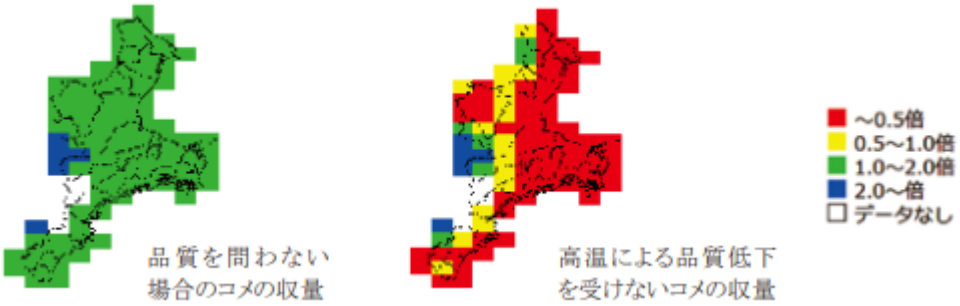

■　2081～2100年における三重県のコメ収穫変化予測
RCP8.5,MIROC5の例
出典：「三重県地球温暖化対策総合計画」（三重県）

■　2081～2100年における、うんしゅうみかんの栽培適地予測
RCP8.5,MIROC5の例
出典：「三重県地球温暖化対策総合計画」（三重県）

この他、気候変動は畜産業や林業・水産業などへも影響を及ぼすことが予測されています。

このような状況を踏まえ、本連合は、温室効果ガスの削減だけでなく、顕在化しつつある地球温暖化への適応についても計画していくことが必要となります。

4-2　目標設定の考慮事項

目標設定にあたっては、本連合から発生する温室効果ガスの削減、及び顕在化しつつある地球温暖化の影響を考慮し適応することにも併せて対応していきます。

目標設定にあたっては、特に以下の要素を考慮し決定します。

目標設定にあたり考慮すること

- 本連合において現在、焼却処理は行っておらず、RDF の製造を行っていた「リサイクルプラント」においては、一般廃棄物の収集の拠点や一時保管の場所として使用している。
- 一般廃棄物の収集・運搬は、連合の収集運搬車を使用している。
- リサイクルプラザにはトラックスケールが設置され稼働している。また、事務所においては一般廃棄物に係る事務作業を行っている。
- 地域の人口は減少傾向であり、一般廃棄物の発生量は減少することが見込まれる。
- 電気使用量は、高効率の設備の導入により削減すると見込まれる。
- 事務所での更なる節電を行う。
- 電力会社の電気使用量の排出係数が小さくなることが見込まれる。
- 社用車は、エコカーへの転換が進められ、エコドライブの徹底が行われる。
- 一般廃棄物収集のルート等を見直し、収集・運搬車の燃料使用量が削減される。
- 下水道整備は、本計画期間内に行われる予定はない。
- 地球温暖化の影響で平均気温の上昇が予想される。（適応）
- 地球温暖化の影響で集中豪雨の頻度が増えることが予測される。（適応）
- 地球温暖化の影響で国内農作物の収穫の変化、食生活の変化、及びそれに伴う一般廃棄物の性状や内訳の変化が予測される。（適応）

4-3　目標の設定

4-2 項で考慮した結果、以下のとおり温室効果ガス排出量削減について目標を設定します。

1. 電気使用による温室効果ガス排出量の削減
   - 本連合全体で使用する電気使用量の削減目標を年平均約 1.1%とします。
2. 燃料使用による温室効果ガス排出量の削減
   - 本連合全体で使用するガソリンの使用量を年平均 1%削減します。
   - 本連合全体で使用する軽油の使用量を年平均 1%削減します。
   - 本連合全体で使用する液化天然ガス使用量は現状維持とします。
3. 自動車の走行による温室効果ガス排出量の削減
   - 本連合全体で使用する自動車の走行を年平均 1%削減します。
   - 本連合全体で使用する自動車の保有台数は現状維持とします。
4. 浄化槽使用による温室効果ガス排出量の削減
   - 浄化槽の使用人数は現状維持とします。

各温室効果ガスの削減目標を設定した上で、
本連合全体から排出される**温室効果ガス削減目標を**
年平均約 1%、2028（令和 10）年度に基準年度 2020（令和 2）年度比 7%とします。

温室効果ガス排出量の削減目標を具体的に示します。

■　温室効果ガス排出量の削減目標

活動	起因する温室効果ガスの種類-	削減目標-	温室効果ガス排出量(kg-CO_2)	
			基準年度 2020 （令和 2）年度	目標年度 2028 （令和 10）年度
電気の使用	二酸化炭素	8% (年平均 1.1%)	235,247	216,427
ガソリンの使用		7% (年平均 1%)	1,836	1,707
軽油の使用		7% (年平均 1%)	11,914	11,080
LPG の使用		現状維持	177	177
公用車の走行	メタン	7% (年平均 1%)	67	62
	一酸化二窒素	7% (年平均 1%)	1,337	1,243
浄化槽の利用	メタン	現状維持	516	516
	一酸化二窒素	現状維持	239	239
公用車の使用	ハイドロフルオロカーボン	現状維持	286	286
合計	-	7% (年平均 1%)	251,619	231,737

注 1：四捨五入の関係で数値が合致しません。
注 2：温対法で示される基準年度 2（参考）2013（平成 25）年度の 3,099,412kg-CO_2 に対し、2019（令和 2）年度は約 92%の削減の実績となっています（実績）。また、2028（令和 10）年度の目標値 231,737 kg-CO_2 は基準年度 2（参考）2013（平成 25）年度と比較し約 93%の削減が見込まれます。

4-4 目標達成のための取組み

目標達成には以下のことを重点事項として位置づけ取組んでいきます。

重　点　事　項

1. 施設の省エネ化の推進
   - 現在、RDF の製造は停止していますが、RDF 製造施設を一部利用し、一般廃棄物の集積基地として使用しています。この施設には、集積基地として必要な装置・機器類も保有しており、これらの装置・機器を更新する際には、省エネ設備や高効率の設備導入を行っていきます。

2. 公用車の保有台数・車種の最適化
   - 本連合が保有する公用車には、乗用車、小型貨物車、パッカー車などがあります。今後、公用車の保有台数や車種の最適化を図る必要が生じた際には、一般廃棄物の収集が十分の行えない等のサービス低下にならないよう努めながら更新等を行っていきます。
   - 食品ロス、リサイクル・リユース等でごみの発生量も減ることも予測されます。したがって保有車両数の最適化を検討し、実施します。

3. 日常業務での取組みの強化
   - 業務を行う際には、様々な場面において省エネルギーへの取組みを図っていきます。
   - 地球温暖化の影響による気温上昇も予測されていることから、目標に取組む際には、職員の健康管理を十分に考慮した上で行います。（例：事務所の適切な室温の設定に努める、収集作業車を運転する際には適切にエアコンを使用する等）

なお、目標に取組む際には、PDCA サイクルを活用します。

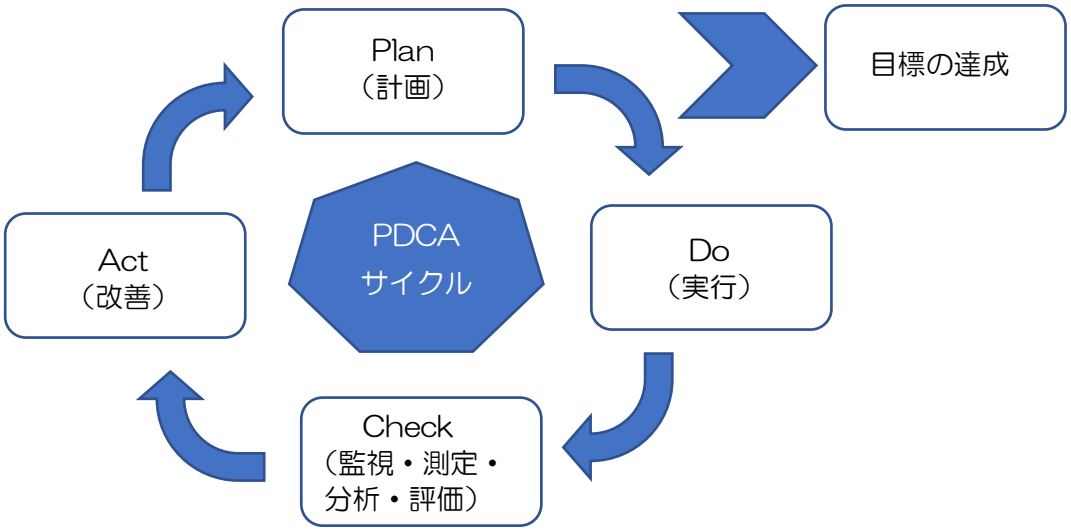

■　PDCA サイクル

4-5　目標達成のための具体的な施策

策定した目標を達成するため温室効果ガスの種類ごとに「購入時」、「使用時」、「廃棄時」において行う施策の事例を示しました。

二酸化炭素排出量

施設・公用車

1．　購入時

(1)　設備を新規購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高いものを選択します。

(2)　事務所で使用する電化製品の新規購入・更新する際には、エネルギー消費効率の高い製品を選択します。

(3)　照明器具を新規購入・更新する際には、エネルギー消費効率の高いLED型をとします。

(4)　なるべく「電気事業者別排出係数」の値の小さい電気会社から購入します。

(5)　地球温暖化の影響により栽培する農作物の種類が変化し、食生活が変化し、これに伴いごみの種類や性状が変化した場合、これに対応した低燃費型の収集車を購入します。（適応）

2.　使用時

(1)　電化製品は、長期の使用をしない場合は電源を切ります

(2)　事務所等に設置されている冷蔵庫には詰め込みすぎないように注意します。

(3)　必要な場所以外では照明は消灯します。

(4)　公用車の運転の際には、エコドライブを徹底します。

(5)　収集・運搬時には、過積載とならないよう確実に法順守をします。

(6)　公用車の整備に努めます。

(7)　地球温暖化の影響でさらに気温の上昇も予測されることから、公用車のエアコンを使用する際には、職員の健康に十分配慮します。（適応）

(8)　地球温暖化の影響でさらに気温の上昇も予測されることから、事務所では職員の健康に十分配慮した室温調整を行います。また、定期的にエアコンフィルター清掃を行います。（適応）

3．　廃棄時

(1)　設備等を廃棄する際には、関連法規を順守します。

メタン・一酸化二窒素排出量

公用車

1．　購入時

（1）　公用車を新規購入・更新する際には、エコカーを率先して導入します。

（2）　地球温暖化の影響により栽培する農作物の種類が変化し、食生活が変化し、これに伴いごみの種類や性状が変化した場合、これに対応した低燃費型の収集車を購入します。（適応）

2. 使用時

（1）　公用車の運転の際には、エコドライブを徹底します。

（2）　ごみの収集・運搬は、定期的にルートの見直しを行い、さらなる効率化を図ります。

（3）　収集・運搬時には、過積載とならないよう確実に法順守をします。

（4）　公用車の整備に努めます。

（5）　地球温暖化の影響でさらに気温の上昇も予測されることから、公用車のエアコンを使用する際には、職員の健康に十分配慮します。（適応）

3．　廃棄時

（1）　公用車を廃棄する際には、関連法規を順守します。

（2）　必要以上に公用車を保有しません。

浄化槽

1．　購入時

（1）　浄化槽の更新が必要となった際には、対象人数に対応した適切なものを設置します。

2．　使用時

（1）浄化槽の適正運転に努めるとともに維持・管理を確実に行います。

3．　廃棄時

（1）　廃止・廃棄にあっては、関連法規を順守します。

（2）　下水道が整備され接続可能となった際には、率先して浄化槽を廃止し下水道に接続します。

ハイドロフルオロカーボン排出量

公用車

1．　購入時

（1）　必要以上に公用車を保有しません。

2．使用時

（1）カーエアコンの適切な使用に努めます。

3．　廃棄時

（1）　廃車時には適切な業者（第２種特定製品引取業者）に廃棄を依頼します。

4-6 推進体制と方法

1. 推進体制等

既存の組織を利用し、計画の推進を行い設定した目標達成に努めます。

2. 計画の監視・測定・分析・評価

(1) 監視・測定

・監視・測定業務を行う際には、活動の状況を記録します。
・活動状況や活動記録を定期的に把握します。
・毎年度終了時に活動記録を確認します。
・年度末に温室効果ガス排出量を把握します。

(2) 分析・評価

・どの施設の活動において温室効果ガスの排出量が多いか等、分析を行います。
・温室効果ガスの削減について定められた削減が達成されたかの評価を行います。
・目標が達成されなかった場合、なぜ達成されなかったのかについて原因を追究し、必要に応じて処置をとります。
・次年度の目標値の見直しを行います。

3. 公　表

評価した結果は、本連合のＨＰ等で公表します。

4. 計画の見直し

計画の見直しの判定は、概ね次の状況で行います。

(1) 目標の達成が著しく困難であるとき、または、早期に目標を達成したため、さらに目標を強化する必要があるとき。
(2) 目標達成のために、取組み内容を大幅に変更する必要があるとき。
(3) 計画の対象施設が追加された、又は削除が行われるとき。
(4) 組織の変更があったとき。
(5) その他実行計画の大幅な変更が必要なとき。

5. 職員研修

(1) 職員に対する環境保全研修等を実施し、環境意識の向上に努めます。
(2) 職員に対し、本計画の周知に努めます。

関連法令

【地球温暖化対策の推進に関する法律】（温対法）
平成十年法律第百十七号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

２　この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

３　この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一　二酸化炭素

二　メタン

三　一酸化二窒素

四　ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五　パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六　六ふっ化硫黄

七　三ふっ化窒素

４　この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

５　この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

６　この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一　気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条７に規定する割当量

二　京都議定書第六条１に規定する排出削減単位

三　京都議定書第十二条３（ｂ）に規定する認証された排出削減量

（基本理念）

第二条の二　地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条１（ａ）において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

２　国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。

３　国は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るた

め、そのための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに、必要な資金の確保、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

４　国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

５　国は、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査及び研究開発の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の量の削減等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

２　地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条　事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条　国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

（温室効果ガスの排出量等の算定等）

第七条　政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条１（ａ）に規定する目録及び京都議定書第七条１に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

第二章　地球温暖化対策計画

（地球温暖化対策計画）

第八条　政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

２　地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

三　国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する基本的事項

四　温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の削減及び吸収の量に関する目標

五　前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標

六　前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

七　第二十条第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項

八　温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

九　第三条第三項に規定する普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項

十　地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項

十一　前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項

３　内閣総理大臣は、地球温暖化対策計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

（地球温暖化対策計画の変更）

第九条　政府は、少なくとも三年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

２　政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、地球温暖化対策計画を変更しなければならない。

３　前条第三項及び第四項の規定は、地球温暖化対策計画の変更について準用する。

第三章　地球温暖化対策推進本部

（地球温暖化対策推進本部の設置）
第十条　地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。
（所掌事務）
第十一条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
二　前号に掲げるもののほか、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関すること。
（組織）
第十二条　本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもって組織する。
（地球温暖化対策推進本部長）
第十三条　本部の長は、地球温暖化対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
（地球温暖化対策推進副本部長）
第十四条　本部に、地球温暖化対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもって充てる。
２　副本部長は、本部長の職務を助ける。
（地球温暖化対策推進本部員）
第十五条　本部に、地球温暖化対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。
２　本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。
（事務）
第十六条　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
（主任の大臣）
第十七条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
（政令への委任）
第十八条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。
第四章　温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策
（国及び地方公共団体の施策）
第十九条　国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。
２　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。
（政府実行計画等）
第二十条　政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。
２　政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　計画期間
二　政府実行計画の目標
三　実施しようとする措置の内容
四　その他政府実行計画の実施に関し必要な事項
３　環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
５　環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府実行計画を公表しなければならない。
６　前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。
７　政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
（地方公共団体実行計画等）
第二十一条　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
２　地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　計画期間
二　地方公共団体実行計画の目標

三　実施しようとする措置の内容
四　その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
３　都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
一　太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
二　その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
三　都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
四　その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
４　都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。
５　指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
６　都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
７　都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
８　都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
９　第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
１０　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
１１　都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
１２　前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

（地方公共団体実行計画協議会）

第二十二条　地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。
２　前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
一　地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等
二　関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
三　学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者
３　主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

（事業活動に伴う排出削減等）

第二十三条　事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

（日常生活における排出削減への寄与）

第二十四条　事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。
２　日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（排出削減等指針）

第二十五条　主務大臣は、前二条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十六条　事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあっては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

２　定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）」とする。

３　この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

（権利利益の保護に係る請求）

第二十七条　特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量をもって次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。

２　特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

３　事業所管大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。

４　事業所管大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

５　前二項の決定は、第一項の請求があった日から三十日以内にするものとする。

６　前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

（報告事項の通知等）

第二十八条　事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

２　前項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一　前条第一項の請求がないときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を通知すること。

二　前条第一項の請求があった場合において、同条第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項（当該事項のうち当該決定に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を同条第一項の主務省令で定めるところにより合計した量）を通知すること。

三　前条第一項の請求があった場合において、同条第四項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。

３　事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。

４　事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されることにより、前条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものとする。

（報告事項の記録等）

第二十九条　環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

２　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下「ファイル記録事項」という。）のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。

３　環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に

供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十七条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。

４　環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

（開示請求権）

第三十条　何人も、前条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

２　前項の請求（以下「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。

一　開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二　開示請求に係る事業所又は特定排出者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

（開示義務）

第三十一条　主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

（情報の提供等）

第三十二条　特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十六条第一項の規定による報告に添えて、第二十九条第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

２　事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

３　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

４　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。

５　環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、第二項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

６　前二条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。

（技術的助言等）

第三十三条　主務大臣は、温室効果ガス算定排出量の算定の適正な実施の確保又は自主的な温室効果ガスの排出の量の削減等の促進に資するため、特定排出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係）

第三十四条　特定排出者から、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第百三条第一項（同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百十一条第一項（同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十一条第一項の規定による報告があったときは、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者、同法第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主及び同法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）は、エネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。次項及び次条において同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項に規定する主務大臣」と、同法第百三条第一項（同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み

替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十一条第一項の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第百十一条第一項（同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十一条第一項（同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」とするほか、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

２　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者であって同項第二号に規定する管理関係事業者のうちに特定排出者を含むもの、同法第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主であって同項第二号に規定する管理関係荷主のうちに特定排出者を含むもの又は同法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者であって同項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者のうちに特定排出者を含むものから、同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十二条第三項、同法第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告があったときは、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、当該報告のうち当該管理関係事業者、当該管理関係荷主又は当該管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第八十二条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十二条第三項に規定する主務大臣」と、同法第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供）

第三十五条　一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（事業者の事業活動に関する計画等）

第三十六条　事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

２　前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

（地球温暖化防止活動推進員）

第三十七条　都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

２　地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

一　地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。

二　住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。

三　地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四　温室効果ガスの排出の量の削減等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

（地域地球温暖化防止活動推進センター）

第三十八条　都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

２　地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一　地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二　日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
三　前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
四　地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
五　地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
六　前各号の事業に附帯する事業
３　都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。
４　都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
５　都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
６　地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
７　第一項の指定の手続その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

（全国地球温暖化防止活動推進センター）

第三十九条　環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。
２　全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
一　地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
二　日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。
三　前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
四　日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。
五　地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに地域センターに対する指導その他の援助を行うこと。
六　前各号の事業に附帯する事業
３　環境大臣は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
４　前条第四項、第五項及び第七項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第四項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、同条第五項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（地球温暖化対策地域協議会）

第四十条　地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。
２　前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
３　前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

（環境大臣による地球温暖化防止活動の促進）

第四十一条　環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

第五章　森林等による吸収作用の保全等

第四十二条　政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

第六章　割当量口座簿等

（割当量口座簿の作成等）

第四十三条　環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第七条４に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定（以下「割当量の計算方法に関する国際的な決定」という。）に従い、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転（以下「算定割当量の管理」という。）を行うための口座（以下「管理口座」という。）を開設するものとする。
２　割当量口座簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。

（算定割当量の帰属）

第四十四条　算定割当量の帰属は、この章の規定による割当量口座簿の記録により定まるものとする。

（割当量口座簿の記録事項）

第四十五条　割当量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。
一　国の管理口座
二　国内に本店又は主たる事務所（以下「本店等」という。）を有する法人（以下「内国法人」という。）の管理口座
２　前項第二号の管理口座は、当該管理口座の名義人（当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。）ごとに区分する。
３　第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。
一　口座名義人の名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項
二　保有する算定割当量の種別（第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。）ごとの数量及び識別番号（算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）
三　前号の算定割当量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨
四　その他政令で定める事項

（管理口座の開設）

第四十六条　算定割当量の管理を行おうとする内国法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理口座の開設を受けなければならない。
２　管理口座は、一の内国法人につき一に限り開設を受けることができるものとする。
３　管理口座の開設を受けようとする内国法人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。
４　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他環境省令・経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。
５　環境大臣及び経済産業大臣は、第三項の規定による管理口座の開設の申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。
６　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該管理口座において算定割当量の管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならない。

（変更の届出）

第四十七条　口座名義人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。
２　前項の届出があった場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。
３　前条第六項の規定は、前項の記録の変更について準用する。

（振替手続）

第四十八条　算定割当量の取得及び移転（以下「振替」という。）は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。
２　算定割当量の振替の申請は、振替によりその管理口座において減少の記録がされる口座名義人が、環境大臣及び経済産業大臣に対して行うものとする。
３　前項の申請をする口座名義人（以下「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
一　当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号
二　当該振替により増加の記録がされるべき管理口座（以下「振替先口座」という。）
三　振替先口座が国の管理口座である場合には、当該振替の目的が次の各号のいずれに該当するかの別
イ　取消し（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。）
ロ　次条第二項の義務を履行する目的
ハ　イ及びロに掲げる目的以外の目的
４　第二項の申請があった場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。
一　申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録
二　振替先口座の前項第一号の算定割当量についての増加の記録

５　事務局から割当量口座簿における管理口座への算定割当量の振替を行う旨の通知があった場合には、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。
６　算定割当量の振替は、第二項から前項までの規定によるもののほか、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣に対する官庁又は公署の嘱託により行うことができる。

（植林事業に係る認証された排出削減量に係る措置）

第四十九条　環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定（京都議定書第十二条３（ｂ）に規定する認証された排出削減量のうち新規植林事業又は再植林事業から生ずるものの取扱いに関する国際的な決定をいう。以下この項において同じ。）に基づき、事務局から特定認証排出削減量（京都議定書第十二条３（ｂ）に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものであって、環境省令・経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があった場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人に対し、期限を定めて、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量（環境省令・経済産業省令で定めるものを除く。次項において同じ。）の国の管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。
２　前項の通知を受けた口座名義人は、移転の期限までに、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量の国の管理口座への移転を行わなければならない。

（算定割当量の譲渡の効力発生要件）

第五十条　算定割当量の譲渡は、第四十八条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

（質権設定の禁止）

第五十一条　算定割当量は、質権の目的とすることができない。

（算定割当量の信託の対抗要件）

第五十二条　算定割当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第四十五条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（保有の推定）

第五十三条　国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

（善意取得）

第五十四条　第四十八条（第五項を除く。）の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第五十五条　口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

（勧告及び命令）

第五十六条　環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて第四十九条第二項に規定する国の管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。
２　環境大臣及び経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた口座名義人が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（環境省令・経済産業省令への委任）

第五十七条　この章に定めるもののほか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

第七章　雑則

（措置の実施の状況の把握等）

第五十八条　政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

（温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進）

第五十九条　政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量がより少ない光源の使用の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律の施行に当たっての配慮）

第六十条　環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

（関係行政機関の協力）

第六十一条　環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の量の削減等に資する施策の実施に関し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができる。
２　環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
（手数料）
第六十二条　次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
一　第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者
二　第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者
三　第四十八条第二項の振替の申請をする者
四　第五十五条の書面の交付を請求する者
（磁気ディスクによる報告等）
第六十三条　事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告、第二十七条第一項の請求又は第三十二条第一項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせることができる。
２　事業所管大臣は、第二十七条第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。
３　主務大臣は、第三十条第一項（第三十二条第六項において準用する場合を含む。）の請求又は第三十一条（第三十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。
（経過措置）
第六十四条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。
（主務大臣等）
第六十五条　この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。
２　この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。
３　内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
４　この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。
５　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
第八章　罰則
第六十六条　第四十六条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
２　法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。
第六十七条　第三十八条第六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
第六十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
一　第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二　第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三　第五十六条第二項の規定による命令に違反した者

附　則
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。
（検討）
第二条　政府は、京都議定書第十二条１に規定する低排出型の開発の制度を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
第三条　政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
２　政府は、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観点から、国民の生活様式等の改善を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
第四条　政府は、平成三十一年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日
二　〔略〕

附　則　（平成一四年六月七日法律第六一号）
この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十六条を第三十二条とし、第十五条を第三十一条とし、第十四条を第三十条とする改正規定、第十二条の次に二条、一章、章名及び一条を加える改正規定（第二十六条、第二十七条及び第二十九条に係る部分に限る。）並びに第十一条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一七年六月一七日法律第六一号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条　この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定は、平成十九年度以降に行う同項に規定する報告について適用する。

附　則　（平成一七年八月一〇日法律第九三号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、この法律の公布の日又は地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十一号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
附　則　（平成一八年六月七日法律第五七号）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。
附　則　（平成二〇年五月三〇日法律第四七号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

附　則　（平成二〇年六月一三日法律第六七号）
（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第八条、第九条及び第二十一条の改正規定、同条を第二十条の三とし、同条の次に四条を加える改正規定（第二十条の四に係る部分に限る。）、第二十九条及び第三十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十五条の改正規定、第四十条の次に一条を加える改正規定並びに第四十七条及び第五十条の改正規定　公布の日
二　第二十条の三の次に四条を加える改正規定（第二十条の五から第二十一条までに係る部分に限る。）　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
三　第二十三条から第二十六条まで及び第四十九条の改正規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
（温室効果ガス算定排出量の報告に関する経過措置）
第二条　この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二から第二十一条の四まで及び第二十一条の十の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき同法第二十一条の二第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用し、平成二十一年度において報告すべき同項に規定する温室効果ガス算定排出量については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二三年六月二四日法律第七四号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附　則　（平成二五年五月二四日法律第一八号）
（施行期日）
１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三項に一号を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
（政令への委任）
２　この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二五年五月三一日法律第二五号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二六年五月三〇日法律第四二号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　〔略〕
二　目次の改正規定（「第二節　中核市に関する特例　第三節　特例市に関する特例」を「第二節　中核市に関する特例」に改める部分に限る。）、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定　平成二十七年四月一日
三　〔略〕
（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第五十九条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の三第三項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。
附　則　（平成二八年五月二七日法律第五〇号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条　この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（次項において「旧法」という。）第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画が定められるまでの間、同項の規定に基づく地球温暖化対策計画とみなす。
２　この法律の施行の際現に存する旧法第二十条の三第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、新法第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。
（政令への委任）
第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附　則　（平成三〇年六月一三日法律第四五号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附　則　（令和三年六月二日法律第五四号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「抑制等」を「量の削減等」に改める部分に限る。）、第一条及び第二条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三条第二項から第五項まで、第四条から第六条まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等を」を「温室効果ガスの排出の量の削減等を」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一

項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八条　附則第二条及び前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

【国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律】（グリーン購入法）平成十二年法律第百号

（目的）

第一条　この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

一　再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

二　環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

三　環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

２　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

３　この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

４　この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（国及び独立行政法人等の責務）

第三条　国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

２　国は、教育活動、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民が相互に連携して環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条　地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

２　地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者及び国民の責務）

第五条　事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

（環境物品等の調達の基本方針）

第六条　国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

二　国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項

三　その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

３　環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることにかんがみ、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

５　環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

６　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（環境物品等の調達方針）
第七条　各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。
２　前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　特定調達物品等の当該年度における調達の目標
二　特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標
三　その他環境物品等の調達の推進に関する事項
３　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
４　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。
（調達実績の概要の公表等）
第八条　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。
２　前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。
（環境大臣の要請）
第九条　環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。
（地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進）
第十条　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。
２　前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。
３　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。
（環境物品等の調達の推進に当たっての配慮）
第十一条　国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。
（環境物品等に関する情報の提供）
第十二条　物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする。
第十三条　他の事業者が製造し、輸入し若しくは販売する物品若しくは提供する役務について環境への負荷の低減に資するものである旨の認定を行い、又はこれらの物品若しくは役務に係る環境への負荷についての情報を表示すること等により環境物品等に関する情報の提供を行う者は、科学的知見を踏まえ、及び国際的取決めとの整合性に留意しつつ、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努めるものとする。
（国による情報の整理等）
第十四条　国は、環境物品等への需要の転換に資するため、前二条に規定する者が行う情報の提供に関する状況について整理及び分析を行い、その結果を提供するものとする。
（経過措置）
第十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。
附　則
（施行期日）
１　この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第十条の規定は、同年四月一日から施行する。
（検討）
２　政府は、環境物品等への需要の転換を促進する観点から、提供すべき環境物品等に関する情報の内容及び提供の方法、環境物品等に関する情報の提供を行う者の自主性を尊重しつつ適切な情報の提供を確保するための方策その他環境物品等に関する情報の提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附　則　（平成一五年七月一六日法律第一一九号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附　則　（平成二七年九月一一日法律第六六号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
（政令への委任）
第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附　則　（令和三年五月一九日法律第三六号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。

環境用語

【あ行】

一酸化二窒素（N_2O）

常温、常圧では無色の気体。かすかな芳香と甘みがある。麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。二酸化炭素、メタン、クロロフルオロカーボン（CFC）などとともに代表的な温室効果ガスの一つである。温室効果の強さは二酸化炭素を 1 とすると、一酸化二窒素は約 100 倍である。物の燃焼や窒素肥料の施肥などが発生原因であると言われている。

ウォームビズ

環境省が主導しているキャンペーンで、冬期における地球温暖化対策の一環として 2005 年秋から始まった。クールビズの秋・冬版で寒い時期に屋内で暖かい格好をして、暖房機器に頼りすぎずに働くビジネススタイルのこと。

エコカー

エコロジーに関する技術がその車種を特徴づける要素のひとつとなっている自動車。環境によりやさしい技術が搭載された車。

エコマーク

エコマークは、生産から廃棄に至るまでのライフサイクル全体を通して、環境負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルで、1989 年に財団法人日本環境協会によって制定された。

エコマークを使用するには、同協会との使用契約の締結が必要である。それには、各商品カテゴリーごとに定められた認定基準を満たし、エコマーク審査委員会からの認定を受けなければならない。

SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称。

2015 年９月、ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」にて採択された成果文書。「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」。2030 年を目標年とし、人間、地球および繁栄のための行動計画として宣言された。17 の目標と 169 のターゲットからなっている。

LED 照明

LED には、順方向に電流を流すと、電気エネルギーが直接光に変わり、発光するという特質を持っている。従来から一般的に利用されている白熱灯や蛍光灯のような光源と比較すると、構造が単純であるため破損しにくく、小型化が可能、長寿命であるといった長所がある。そのため、新しいタイプの照明として多方面で着目され、電灯や液晶ディスプレイのバックライトなど、様々な用途で普及が進んでいる。

温室効果

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF_6 が削減対象の温室効果ガスと定められた。

【か行】

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。

気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。1994 年３月発効。温室効果ガスの排出・

吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務とし、さらに先進締約国には、温室効果ガスの排出量を 2000 年に 1990 年レベルに戻すことを目的として政策措置をとることなどの追加的な義務を課している。

気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）

各国の研究者が政府の資格で参加し、気候変動のリスクや影響及び対策について議論するための公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により 1988 年 11 月に設置されたもの。目的は、地球温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の 3 つの課題について検討すること。IPCC は新たな研究を行うための機関ではなく、気候変動に関する科学技術文献をレビューして、評価することをその役割とする。

IPCC には 3 つの作業部会があり、第一作業部会（WG Ⅰ）が気候変動の科学的な評価を担当し、第二作業部会（WG Ⅱ）が気候変動による環境・社会・経済への影響評価を担当、また第三作業部会（WG Ⅲ）は気　候変動による影響の緩和策の策定を担当している。

数年おきに発行される評価報告書（Assessment Report）は、1990 年 8 月に第一次評価報告書（FAR）、1995 年に第 2 次評価報告書（SAR）、2001 年に第 3 次評価報告書（TAR）、2007 年に第 4 次評価報告書（AR4）が完成・公表された。現在、第 5 次評価報告書（AR5）まで公表されている。

京都議定書

1997 年 12 月京都で開催された COP3 で採択された気候変動枠組条約の議定書。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005 年 2 月に発効。2005 年 8 月現在の締約国数は、152 カ国と欧州共同体。なお、日本は 1998 年 4 月 28 日に署名、2002 年 6 月 4 日に批准。

先進締約国に対し、2008-12 年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を 1990 年比で、5.2%（日本 6%、アメリカ 7%、EU8%など）削減することを義務付けている。また、削減数値目標を達成するために、京都メカニズム（柔軟性措置）を導入。京都議定書の発効要件として、55 カ国以上の批准、及び締結した附属書Ⅰ国（先進国等）の 1990 年における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）の合計が全附属書Ⅰ国の 1990 年の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）の 55%以上を占めることを定めた。2001 年に、当時の最大排出国である米国（36.1%）が経済への悪影響と途上国の不参加などを理由に離脱。結局、京都議定書は 2005 年 2 月 16 日に米、豪抜きで発効した。

グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

日本では、グリーン購入の取り組みを促進するために、1996 年 2 月に企業・行政・消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク（GPN）が設立された。また、2001 年には国等によるグリーン調達の促進を定めるグリーン購入法が制定されている。

GPN では、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行っている。

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の 28 度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことがで　きるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。2005 年に環境省によって提唱され、05 年 10 月末には、約 100 万世帯の 1 か月分の排出量に相当する約 46 万トン（二酸化炭素換算）分の二酸化炭素が削減できたとされる。

【さ行】

循環型社会

20 世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000 年に日本は循環型社会をめざす「循環型社会形成推

進基本法」を制定した。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。同法は、循環型社会を構築する方法として、（1）ごみを出さない、（2）出たごみはできるだけ利用する、（3）どうしても利用できないごみはきちんと処分する―の３つを提示している。真の循環型社会とは何か、それはいかにすれば実現できるかが今後の最大の課題となっている。

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

化石燃料や原子力エネルギーの利用は、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから注目されはじめた。一方で、エネルギー密度が低く、コスト高や不安定性、また現在の生活様式を継続する中でエネルギー需要をまかないきれるものではないなどの欠点もある。

ドイツでは 2000 年の４月に再生可能エネルギー法（REL）が施行され、一次エネルギー消費および電気の消費において再生可能なエネルギーの割合を 2050 年までに 50%に引き上げることが目標として掲げられている。日本では「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（代エネ法）」、「長期エネルギー需給見通し」及び「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」がエネルギー政策として施行され、再生可能エネルギーの占める割合を増大させるとしているが、まだまだ不十分との指摘も強い。

三フッ化窒素（NF_3）

化学式 NF_3 で表される無機化合物。この窒素-フッ素化合物は無色、有毒、無臭、不燃性、助燃性の気体である。半導体化学でエッチングガスとして使われるため、使用は増加傾向にある。

【た行】

太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式を、太陽光発電という。

太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電があり、これらは区別して理解する必要がある。太陽光発電は電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットを持つため、早くから注目されてきた。しかし、太陽電池が高価であること、国際規格がまだ完全に標準化されていないことから、課題を持ちつつも、今後、さらに推進が期待される発電方式である。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO_2）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線の形で放射された熱（輻射熱）が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約15℃に保たれ　ている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温は-18℃になってしまうといわれている。

ところが、近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、旱魃などの問題を引き起こし、　人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

地球温暖化対策の推進に関する法律

京都会議で合意された京都議定書により、日本に課せられた温暖化ガスの排出削減目標を達成するために策定された法律である。1998 年 10 月２日成立、1999 年４月１日施行。１）国や地

方自治体が自ら排出する温暖化ガスの抑制計画を作り、実施状況とあわせて公表する、2）排出量の多い企業は抑制に努める、などが主な柱　※2

低公害車

人の健康や環境に有害な影響を与える物質の排出量を低減させた自動車。排出する環境負荷物質の低減率に応じて U-LEV（超低公害車）・SU-LEV（極超低公害車）などの分類がある。低公害車。低排出ガス車。

低炭素社会

深刻化する気候変動問題を背景に、国際社会では 1992 年に国連気候変動枠組み条約が採択され、さらに 1997 年にはそれを強化するための京都議定書が採択された。これらを契機に二酸化炭素の排出削減を　中心とする各国の対策が進んできたが、その過程で、「低炭素社会」の構築という言葉が使われはじめた。

日本では、2008 年版の環境白書の総説に「低炭素社会の構築に向け転換期を迎えた世界と我が国の取組」というテーマが掲げられ、同年 7 月に「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定されたことなどを契機に、この言葉が一般化した。もとより、温室効果ガスの削減という意味では、フロン類など二酸化炭素やメタン以外の対策も必要ではあるものの、低炭素社会づくりという場合、気候変動の安定化をめざした社会づくりという一般的な意味とほぼ同義で使われている場合が多い。また、脱炭素社会という言い方もあるが、ほぼ同義で使われている場合と、より厳しい二酸化炭素の削減が必要という意味で使われている場合とがある。

トップランナー方式

電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定すること。

日本では、1999 年 4 月に施行された「改正省エネ法」において導入された。改正省エネ法では、この基準に達していない製品を販売し続ける企業は、ペナルティーとして社名と対象製品を公表、罰金を科されることになった。

【な行】

二酸化炭素（CO_2）

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。地球大気中での濃度は微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を 15℃前後に保つのに寄与してきた。

大気中濃度は、産業革命以前 280ppm 程度であったが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、今日では 370ppm 程度にまで上昇した。なおも増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

【は行】

ハイドロフルオロカーボン（HFC）

フルオロカーボン（フロン）の一種。塩素を含まずオゾン層を破壊しない。代替フロンの一つとして使用　されるが、強い温室効果をもたらすため、削減が進められている。ハイドロフルオロカーボン。

パーフルオロカーボン（PFC）

炭化水素の水素原子をすべてフッ素原子に置き換えたものの総称。半導体基板の洗浄剤や代替フロンとして用いられる。非常に強力な温室効果ガスであるため、厳重な排出規制がなされる。酸素や二酸化炭素をよく溶解する性質があり、人工血液としても利用される。ペルフルオロカーボン。PFC。

パリ協定

2015 年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016 年 11 月 4 日に発効。

その内容の第 1 は、協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃より

も十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」こと（1.5℃目標）としていることである。第 2 の長期目標として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。さらに、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5 年ごとの見直しを規定している。

各国は、既に国連に提出している 2025 年／2030 年に向けての排出量削減目標を含め、2020 年以降、5 年ごとに目標を見直し・提出する。その際には、2025 年目標を掲げている国は 2030 年目標を提出し、2030 年目標を持っている国は、再度目標を検討する。5 年ごとの目標の提出の際には、原則として、それまでの目標よりも高い目標を掲げることとされている。

各国は気候変動の悪影響に対する適応能力と耐性を強化し、長期目標達成を念頭に置いた温室効果ガスの排出の少ない発展戦略を策定し 2020 年までに提出することが求められている。各国の削減目標に向けた取り組みや他国への支援については、定期的に計測・報告し、国際的な検証をしていくための仕組みが作ら　れており、これは実質的に各国の取り組みを促す仕掛である。

【ま行】

メタン（CH_4）

融点-184℃、沸点-164℃の無色の可燃性気体。化学式は、CH_4。天然ガスの主成分であり、また、有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。

有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。

温室効果ガスのうち、原因の約 6 割を占める二酸化炭素に次いで、約 2 割の影響を及ぼす。また単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約 20 倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられている。

中国や東南アジアなど温暖な地域では、古くから家畜糞尿などを原料にした嫌気発酵によって生成するメタン（いわゆるバイオガス）を煮炊きなどに使ってきた。近年は、日本においても有機性廃棄物の処理および温暖化防止の観点から、メタン発酵を利用した処理プラントの導入事例が多数みられるようになってきている。

【ら行】

六フッ化硫黄（SF_6）

融点-50.7℃、昇華点-63℃で、1 個の硫黄原子（S）と 6 個の弗素原子（F）からなる無色無臭の気体。空気を 1 としたときの比重は約 5.1 。

熱的、化学的に安定で、耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。

地球温暖化係数が 23,900 と大きく大気中の寿命が長いため、京都議定書で定められた 6 つの温室効果ガスのひとつとして位置付けられ、地球温暖化防止対策推進法における排出抑制対象ガスのひとつになっている。

出典： EIC ネット（http://www.eic.or.jp/）　環境用語集、weblio 辞書（https://www.weblio.jp/）
環境用語集、JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター（http://www.jccca.org/）　温暖化用語集